農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則

（協議会が組織されている場合における土地利用基本計画の変更等に関する協議及び同意）

第一条　大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第十二条第二項の規定により協議をし、又は同項の規定により協議を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同条第一項各号に定める事項を記載した書類、当該事項に係る土地利用方針を記載した書類その他農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを復興協議会（復興計画に記載しようとする同項各号に定める事項が同条第二項各号に掲げる事項であるときは、復興協議会及びそれぞれ当該各号に定める者）に提出するものとする。

（都市計画の決定又は変更等に係る公告）

第二条　法第十二条第四項の規定による公告は、同条第一項第三号又は第五号から第七号までに定める事項の種類、当該事項を定める土地の区域並びに当該事項の案の縦覧の場所及び期間について、特定被災市町村等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（事業計画の認定の申請）

第三条　法第二十一条第一項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の認定を受けようとする特定被災市町村は、申請書及び事業計画を提出しなければならない。

（施行地区位置図及び施行地区区域図）

第四条　法第二十一条第二項第一号に掲げる施行地区の同項の規定による事業計画への記載は、施行地区位置図及び施行地区区域図によりしなければならない。

2　前項の施行地区位置図は、縮尺三万分の一以上とし、施行地区の位置、都市計画区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。次項において同じ。）、市街化区域（同法第七条第一項に規定する市街化区域をいう。次項において同じ。）、農業振興地域及び農用地区域を表示した地形図でなければならない。ただし、縮尺三万分の一以上の地形図がないときは、施行地区位置図の縮尺は、五万分の一以上であることをもって足りる。

3　第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域の境界、市街化区域の境界、農業振興地域の境界、農用地区域の境界並びに宅地（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。）の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（復興一体事業の概要に関する図書）

第五条　法第二十一条第二項第二号に掲げる復興一体事業の概要の同条第二項の規定による事業計画への記載は、設計説明書及び設計図によりしなければならない。

2　復興住宅等建設区は、前項の設計説明書及び設計図により定めなければならない。

3　第一項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該復興一体事業の目的

二　施行地区内の土地の現況

三　復興一体事業の施行後における施行地区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の復興一体事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合

四　保留地の予定地積

五　公共施設の整備改善の方針

六　土地区画整理法第二条第二項に規定する工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立て若しくは干拓に関する事業が行われる場合においては、その事業の概要

七　復興住宅等建設区の面積

八　法第二十一条第一項第二号及び第三号に掲げる事業に係る営農計画、農用地の用途区分及び主要工事計画

九　農業用用排水施設等の種類及び管理方法

十　法第二十一条第一項第二号及び第三号に掲げる事業に係る農用地の集団化の方針

4　第一項の設計図は、縮尺千二百分の一以上とし、次に掲げるものでなければならない。

一　復興一体事業の施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、復興一体事業の施行により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものであること。

二　復興一体事業の施行後における農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。）の用に供する宅地の区域を表示したものであること。

（事業施行期間）

第六条　法第二十一条第二項第三号に掲げる事業施行期間は、土地区画整理事業並びに同条第一項第二号及び第三号に掲げる事業についてそれぞれ記載しなければならない。

（資金計画書）

第七条　法第二十一条第二項第四号に掲げる資金計画は、土地区画整理事業並びに同条第一項第二号及び第三号に掲げる事業についてそれぞれ記載しなければならない。

2　前項の資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。

（施行地区及び工区の設定に関する基準）

第八条　法第二十一条第二項第一号に掲げる施行地区の設定に関する同条第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準（以下次条及び第十条において単に「技術的基準」という。）は、次に掲げるものとする。

一　施行地区は、道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するのに適当な施設で復興一体事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。ただし、当該復興一体事業によりこれらの施設の整備改善を図ろうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとなる宅地の範囲で施行地区を定める必要がある場合その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。

二　施行地区は、当該復興一体事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画において定められている公共施設の用に供する土地を避けて定めてはならない。

三　施行地区を工区に分ける場合においては、工区と工区との境界は、できる限り道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するのに適当な施設で復興一体事業の施行によりその位置が変更しないものに接して、又はその中心線により定めなければならない。

四　施行地区を工区に分ける場合においては、復興一体事業の施行後における工区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の復興一体事業の施行前における工区内の宅地の地積の合計に対する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないように工区を定めなければならない。

（復興一体事業の概要の設定に関する基準）

第九条　法第二十一条第二項第二号に掲げる復興一体事業の概要の設定に関する技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　復興一体事業の概要は、施行地区又は施行地区を含む一定の地域について近隣住区（小学校を中心とする人口一人当たり三十平方メートルから百平方メートルまでの地積を基準とし、人口約一万を収容することができることとされる地区をいう。）を想定し、当該近隣住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めなければならない。

二　復興一体事業の概要は、農業の生産性の向上及び農業構造の改善を促進するように考慮して定めなければならない。

三　復興一体事業の概要は、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない。

四　区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。）の幅員は、住宅地にあっては六メートル以上、商業地又は工業地にあっては八メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあっては四メートル以上、商業地又は工業地にあっては六メートル以上であることをもって足りる。

五　住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供されることのないように配置しなければならない。